

公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年 5月14日
一部改訂 令和2年 5月25日
一部改訂 令和2年10月 2日
一部改訂 令和3年10月19日
一部改訂 令和4年 6月 9日
公益社団法人全国公民館連合会

○昨今の感染状況及び新たなエビデンスを踏まえたガイドラインの改訂について

昨今、変更された政府方針や感染状況及び新たなエビデンス等を踏まえ、令和4年6月9日に本ガイドラインの改訂を行いました。

公民館においては、感染防止策を市町村の方針に基づき適切に実施するとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たし、状況に応じて人々の自由な日常を取り戻すため、地域社会の健全な発展に寄与する公民館活動の継続・拡大に向けた参考にしてください。

○変異株の重症化率の増減に対する考え方について

感染力及び重症化率の増減を伴う「変異株」については、感染防止を目的としていること及び対応が多岐にわたることで対応が追いつかなくなることを回避するため、本ガイドラインでは特別な対応はせずに取り扱っています。社会的な動向を踏まえて、市町村の方針に基づき対応してください。

○ワクチン接種及び各種検査（PCR検査・抗原検査）に対する考え方について

国内の現在の状況について、ワクチン接種の効果が寄与しているとの知見があります。また、自己の状態を正しく把握することは感染拡大の抑止に有効であるため、各種検査の種類及び検査方法の情報を容易にアクセスできることは対策のひとつとして有効です。

ただし、現時点でのワクチン接種は任意性があるため、地域内で対象者を限定しない対応が求められる公民館において、接種証明または検査結果の確認を前提とする「入館すら許さない運営」は適さないと考えています。後述する「イベントにおける対応（※）」は市町村の方針に基づき実施してください。

ワクチン接種及び各種検査の情報について、都道府県及び市町村でも周知に尽力しています。社会教育の観点から地域住民に正しい理解を促すために情報提供の充実について、必要に応じて適宜対応してください。

（※）政府の動きとして、イベント開催時にワクチン接種歴または検査結果の確認を行うことが推奨されています。市町村の方針に基づき、イベント主催者に要請する等の対応をしてください。「地方公共団体や民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について」

（R4.3.11／分科会の間とりまとめ）

【用語の整理】

対処方針	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
提言	新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言
専門家会議	新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
分科会	新型コロナウイルス感染症対策分科会
職員等	施設の職員や出入りする民間事業者
来館者	施設に来館する者
参加者	事業に参加する者
三密	以下の3つの密の場面 ①密閉空間（換気が悪く密閉している空間） ②密集場所（多くの人が密集している場所） ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面）
5つの場面	以下の5つの場面 ①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ飲食 ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活 ⑤居場所の切り替わり
対人距離	最低1m（できるだけ2mを目安に）とする。ただし、家族等の日頃から生活を共にする集団においては、乳幼児等をだっこするなど例外。また、マスク着用で会話を含めた発声が十分に抑制され、十分な換気が実施されている場合は鉄道の座席と同様に対人距離を柔軟に取り扱うこととする。
発熱	平熱+1度以上の発熱
感染が疑われる症状	発熱、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛、味覚及び嗅覚障害などの症状

【属性に関わらず取り扱う個別の注意点】

政府や都道府県からの要請及び市町村の方針に基づき、本ガイドラインを適用してください。また、感染状況の沈静化及び重症化リスク低減による柔軟な対応についても、市町村の方針に基づき、適切に実施してください。

《特に注意する事項》

- 正しいマスクの着用、咳エチケットの遵守、会話の抑制、手洗い・手指の消毒の重要性の理解を促してください。
- 感染抑止のためには、マスクを着用している場合であっても、「大声は出さない」、「近距離での会話は避ける」、「会話を短くする」ことが重要です。特に多数の人が集まる室内において、呼気が激しくなるような運動等を行うことには特に注意が必要です。
- 施設内や事業実施場所に限らず、移動の車両等の内部でも同様としてください。

- 合唱活動の対応は「一般社団法人全日本合唱連盟」が公表するガイドラインを遵守してください。

《マスクの正しい着用の注意点》

- 十分なマスク着用の効果を得るためには、鼻と口を確実に覆い、隙間ができないようにすることが重要です。着用には適切なマスクを使用し、品質の確かなものを選んでください（不織布マスクを推奨）。また、屋内で対人距離が確保でき、かつ、会話をほとんど行わない場合、屋外で近距離での会話が行われない場合には、必ずしもマスクの着用を要しません（高齢者との面会時などハイリスク者と接する場合にはマスクの着用を推奨）。特に熱中症の危険が想定される場合は特に注意してください。

《対人距離の取り扱い》

対人距離が必要な場合は用語の整理で示した距離を保つようにしてください。今後の社会的な状況を踏まえて、市町村の方針で柔軟な対応に移行する場合はその方針に基づいて取り扱ってください。

《消毒液の注意点》

- 消毒に使用する薬剤は「アルコール」「次亜塩素酸ナトリウム溶液」を適切に使用してください。
- その他の消毒液については厚生労働省が公開する「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を参考にしてください。

アルコール	効果を発揮する濃度に留意してください。 推奨濃度は（60%～95%）とします。 日本薬局方（76.9%～81.4%）と米国CDC推奨（60%～95%）の範囲内としています。
次亜塩素酸ナトリウム溶液	残留塩素が皮膚に悪影響を与えないように留意してください。 使用時は手袋をし、消毒直後に濃い溶液が残留しないように水拭きをしてください。

《感染が疑われる人を確認した場合の注意点》

- 速やかに別室等へ隔離してください。
- 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護を確実に実施してください。
- 感染が疑われる人が滞在した部屋の換気を実施してください。
- 感染が疑われる人が確認された場合の速やかな対応及び連携が図れるよう、市町村の方針に基づき、対応手順を事前に確認してください。
- 以下については、事前に確認した市町村の方針に基づく対応手順により、必要に応じて実施してください。
- 感染が疑われる人と接触した職員等及び来館者を把握し、関係機関に必要な情報提供ができるよう氏名及び緊急連絡先の名簿を提供してください。情報提供先がない場合は不要です。
- 感染が疑われる人へのその後の対応として、帰宅または医療機関受診の促し等の必要な対応を実施してください。
- 症状が重篤な場合は、関係機関と連携して、適切な医療が受けられるように誘導してください。

- 施設内で感染者が確認された場合には、「来館した人」及び「来館を予定している人」への注意喚起をしてください。(ホームページ上での周知、施設入り口への掲示等)

《国民的対応の啓発》

新型コロナウイルス接触確認アプリ等（厚生労働省のCOCOAや自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む）の利用を推奨し、その旨を事前に来館者等に周知してください。接触確認アプリを機能させるため、「電源は切らずBluetoothを有効にする」ことを促してください。また、各自治体や各施設で個別に導入している通知サービスがある場合は、その登録を促してください。

【1. ガイドラインの作成について】

本ガイドラインは、感染拡大を抑止することを最優先課題として、政府の「対処方針（R2.5.4版）」を踏まえ、「専門家会議」の「提言（R2.5.4版）」において示されたガイドライン作成の求めに応じ、公民館（自治公民館を含む。以下同様。）における新型コロナウイルス感染防止策として実施すべき基本的事項を整理したものととして令和2年5月14日に策定しました。

その後、変異株（デルタ株等）の感染が急速に拡大したことを踏まえ、政府の「対処方針（R3.8.25版）」において、業種別ガイドラインの改訂が促されました。そこで、新たなエビデンス等を踏まえ、令和3年10月19日に改訂しました。

その後、政府の「対処方針（R4.5.23版）」の公表及び国民の理解度の向上、ワクチン接種の推進及び医療対応の向上や感染状況の傾向、政府や都道府県及び市町村による対応が知見の蓄積により充実してきたことを踏まえ、令和4年6月9日に改訂しました。

各施設において、開館するか否かの判断にあたっては、市町村の方針に基づき、適切に対応してください。

また、閉館等、来館者への利用制限を実施する必要がある場合には、公民館が地域における住民同士の交流や社会教育の拠点であることを踏まえ、施設に来館しなくても、従来行ってきた講座等を在宅でも受講することができるようオンライン講座等のオンライン上でのコンテンツ公開を推進することや、広く地域住民等に対し地域に関する情報等を提供できるよう公民館だよりのデジタル配信等を行うことなどの工夫により、地域社会の健全な維持に寄与するよう努めてください。

なお、本ガイドラインの内容は、必要に応じて適宜改訂します。

【2. 感染防止のための基本的な考え方】

施設管理者は、施設内及びその周辺地域において、「職員等」及び「来館者」への新型コロナウイルスの感染拡大を防止すること及び健全な地域社会の維持を達成することのバランスを踏まえ、対策を実施してください。

特に「三密」にあたる3つの条件の何れか1つにでも該当する場合には、感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように感染防止策を適切に実施してください。

加えて、感染リスクが高まるとされる「5つの場面」に相当する行動を具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた感染防止策を適切に実施してください。

【3. リスク評価】

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である「①接触感染」、「②飛沫感染（エアロゾル感染を含む）」のそれぞれについて、「職員等」や「来館者」の動線や接触等を考慮した感染防止策を検討してください。

① 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど「手が触れる場所と頻度」を確認してください。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意してください。

② 飛沫感染（エアロゾル感染を含む）のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、会話または大声などを出す可能性がある場がどこにあるかなどを確認してください。特に換気については、空気の滞留等により換気が追いつかなくならないよう空気の流れを確認してください。

③ 集客施設のリスク評価

行列ができるような大規模な来館等が見込まれるか、県境を越えての来館が見込まれるか、対人距離が確保できるほどの来館にとどまるか、これまでの実績等と比較して確認してください。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、感染拡大の可能性が認められた場合の対応について確認してください。今後の感染状況の動向により、感染拡大リスクが強く懸念される場合及び重症化リスクの向上が認められている場合には、市町村の方針に基づき、対応を強化する必要性が生じると想定されます。

【4. 施設内の滞在及び事業の実施における具体的な対策】

① 総論

- ・ 感染防止策を適切に実施するためには、正しいマスクの着用と対人距離を確保することが重要です。特に、マスク着用の効果を得るためには、ウイルスの拡散を防ぐためにマスクを正しく着用することが求められます。
- ・ 感染防止のための三密の回避には、来館者の行動制限を実施することが重要であり、以下のような手段が考えられます。
 - 来館可能時間、来館可能者数の抑制（来館待機列の設置、日時指定の予約等）
 - 施設内各室の着席数の抑制（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）
- ・ 「リスク評価」の結果、具体的な対策を実施しても十分な対応ができないと判断された場合は、市町村の方針に基づき、閉館や事業の中止または延期とする対応が求められます。第三者に施設を貸し出して行われる場合も、当該事業の主催者に対して同様の対応を促してください。
- ・ 住民が安心して行動するためには、市町村の方針を中心にして、一体的な感染防止策を実施することが重要です。ガイドライン及び個人の認識等が多様に存在するため、本ガイドラインの適用時

は市町村の方針を最優先にしてください。

② 来館者の安全確保のために実施すること

- ・ 「属性に関わらず取り扱う個別の注意点」に留意してください。

《来館者の対策》

- ・ 市町村の方針に基づき、必要に応じた対人距離の確保を促してください。特に混雑が予想される場合には、同時に滞在できる人数を抑制してください。なお、感染状況の動向を踏まえた柔軟な対応は市町村の方針に基づき対応してください。

《施設設備の対策》

- ・ 施設設備や備品の貸出物については、適切な消毒が有効です。来館者の理解と協力を得て可能な範囲で対応するようにしてください。

③ 職員等の安全確保のために実施すること

- ・ 「属性に関わらず取り扱う個別の注意点」に留意してください。
- ・ 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促してください。特に発熱を始めとした感染が疑われる症状が確認された場合は、施設内に滞在しないようにしてください。

④ 講座等の開催にあたって特に留意すべきこと

- ・ 「属性に関わらず取り扱う個別の注意点」に留意してください。
- ・ 施設内の各室ごとの人数抑制など、多数の人が滞留しないようにしてください。

⑤ イベントの開催にあたって特に留意すべきこと

《開催可否の判断について》

- ・ 参加者の把握が困難なイベント、または参加者が1,000人を超える大規模なイベントは、収容上限の設定等も含めて市町村の方針に基づき、実施してください。イベントの実施について、市町村側で事前相談を求めている場合は必ず相談した上で実施してください。
- ・ 市町村の方針に基づき、イベントの実施にあたり、具体的な計画を立ててください。計画の内容は下記の事項が考えられます。

(1「身体的距離の確保」、2「密集の回避」、3「飲食の管理」、4「発声の管理」、5「催物前後の行動管理」、6「連絡先の把握」の各事項)

《開催時について》

- ・ 「属性に関わらず取り扱う個別の注意点」に留意してください。
- ・ 施設内の各室ごとの人数抑制など、多数の人が滞留しないようにしてください。

⑥ 施設管理

ア) 館内共通事項

- ・ 「属性に関わらず取り扱う個別の注意点」に留意してください。
- ・ 清掃を適切に実施してください。
- ・ 換気を適切に実施してください。換気をする場合には、空気の滞留等により換気が追いつかなくならないよう空気の流れを確認してください。外気温や構造等により、窓を開放した換気が適当でない場合には、適切な空調設備を活用した常時換気を実施してください。
- ・ 湿度40%以上が望ましいとされるため、必要に応じて適切な加湿を行うことに留意してください。ただし、換気も実施していることから外気湿度等の環境によっては達成が難しい場合があるため、可能な範囲で実施してください。
- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、可能な限り、ポリ袋等に入れて密閉してください。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う人は、マスクや手袋を着用し、作業後は必ず石けんと流水で手洗いを実施してください。

イ) ロビー、休憩スペース（食事スペース、喫煙スペース等を含む。）

- ・ 会話が発生することが想定されるため、滞在時の対人距離に留意し、マスクの着用を促してください。また、過密になる人数が同時に滞在しないよう、運営方針を定めてください。
- ・ 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えることを促してください。やむを得ず会話する場合はマスクの着用を促してください。

ウ) 調理室

- ・ 調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を適切に実施してください。

エ) トイレ

- ・ 便器の蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
- ・ 利用時の手洗いや手指消毒を促してください。
- ・ 共通のタオルの利用を禁止し、ペーパータオルの設置、個人用タオル等の持参の推奨を実施してください。
- ・ ハンドドライヤーについては、適切な消毒及び清掃方法により定期的に管理した上で使用してください。

⑦ 飲食時（水分補給等の軽微なものは含みません）

- ・ 飲食を行う場合は、感染防止策を考慮した「飲食可能エリア」を設定してください。また、食事中以外のマスク着用を促してください。
- ・ 過密になる人数以上が同時に滞在しないようにしてください（利用時間をずらす工夫を含む）。
- ・ 調理実習等の講座に伴う試食等は上記に限らず、「講座等の開催にあたって特に留意すべき事項」に留意し、実施主体による適切な管理の上で対応してください。

⑧ 広報・周知

- ・ 職員等及び来館者に対して、以下について周知してください。
 - 対人距離の確保の重要性の理解とその実施
 - マスク着用の重要性と熱中症防止の対応の理解とその実施
 - 健康管理の重要性の理解とその実施
 - 差別防止の重要性の理解とその実施
 - 市町村の方針及び本ガイドラインに基づいた感染防止策の重要性の理解とその実施
- ・ 感染防止策の取組を行う旨を施設のホームページや掲示物等で公表してください。

⑨ チェックシート

- ・ ガイドラインの要点をまとめたチェックシート（別添）を活用し、感染防止策を実施してください。項目は必要に応じて適宜修正してください。

【5. 施設における公演等の開催に際して、公演主催者が講じるべき具体的対策】

施設において、コンサートや演劇、講演会等の公演等（以下「公演等」という。）が開催される場合には、市町村の方針に基づき、以下の措置を実施することとし、その際、措置を実施する主体は、公演の主催者（以下、「公演主催者」という。）であることに留意してください。

ア) 特に重要な事項

- ・ 「属性に関わらず取り扱う個別の注意点」に留意して、施設側の指示に従ってください。

イ) 公演前

- ・ 各回の公演等ごとに、必要に応じて当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、名簿を作成する場合は、公演来場者に対して、名簿の情報が感染者の確認のために関係する公的機関へ提供される場合があることを事前に周知するなど、個人情報適切に取り扱ってください。
- ・ 公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、必要に応じて名簿を作成してください。また、公演スタッフに対して、名簿の情報が感染者の確認等に応じて関係する公的機関へ提供される場合があることを事前に周知するなど、個人情報適切に取り扱ってください。
- ・ 公演スタッフに、発熱を始めとした感染が疑われる症状が確認された場合は、公演来場者及びスタッフと接しないようにしてください。また、その旨を施設に伝え、当該スタッフに対しては雇用主として適切な対応をしてください。
- ・ 市町村の方針及び本ガイドラインに基づいた感染防止策を、公演スタッフ全員に周知し、徹底してください。
- ・ 感染防止策の取組を行う旨を施設のホームページや掲示物等で公表してください。

ウ) 公演等当日

- ・ 公演来場者の感染防止策として以下の措置を実施してください。

- 発熱を始めとした感染が疑われる症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等の実施により有症状者の入場を確実に防止してください。
- 公演来場者にマスクの着用を促す場合に、マスクの不所持への対応のため、公演主催者より配布できるように準備してください。
- 座席は原則として指定席としてください。
- 座席は対人距離を確保して配置してください。ただし、マスク着用で会話を含めた発声が十分に抑制され、十分な換気が実施されている場合は、市町村の方針に基づき、柔軟な対応をしてください。
- 演者等と公演来場者が公演中・公演前後（入待ち、出待ちを含む）・休憩時間等に接触しないようにしてください。
- ・ 会場の入退場時には、適切な整列を促すことや、人が密集しないように時間差入退場等の対人距離を意識した工夫を行ってください。
- ・ 公演等の前後及び休憩中等に、会場内の換気を可能な範囲で実施してください。
- ・ 人員の配置や導線の確保等により、休憩時間や待合場所等での密集を回避してください。
- ・ 公共交通機関・飲食店での密集を回避するために、分散利用を促すことに配慮してください。
- ・ 公演主催者は公演における感染発生の疑いの事実が判明した場合は、公演を実施した市町村の方針に基づき、情報提供を含めた対応をしてください。
- ・ 公演実施中に感染が疑われる人が発生した場合は、施設管理者にその旨を伝え、「属性に関わらず取り扱う個別の注意点」の「感染が疑われる人を確認した場合の注意点」により対応してください。

エ) 公演スタッフの感染防止策

- ・ 公演スタッフ等に対して定期的な検温や健康記録を促してください。特に発熱を始めとした感染が疑われる症状が確認された場合は、公演来場者及びスタッフと接しないようにしてください。

(別添)

公民館における新型コロナウイルス感染症の拡大防止チェックシート

1. 手洗いの徹底・マスクの着用

- 正しいマスクの着用及び咳エチケット・会話の抑制を周知している。
- 消毒備品等を各所に設置し、来館者・職員等に手洗いや手指消毒を周知している。
- 共用タオル等を使用しない、施設共用部の消毒など、衛生管理を実施している。

2. ソーシャルディスタンスの確保（最低1m、できるだけ2mの距離を保つ）

- 対人距離が適切に確保されている。
- 近距離での会話が発生する場所は、感染リスクの周知及びマスク着用を促している。
- マスクを着用している場合であっても、「大声は出さない」、「近距離での会話は避ける」、「会話を短く切り上げる」ことの感染リスクを施設内に掲示等し、周知している。

3. 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けた行動

- 三密が予想される場合、整理券の配布や入場者数・滞在時間の制限等を行っている。
- 換気を適切に実施している。窓の開放が適当でない場合等は、適切な空調設備を活用している。また、必要に応じて適切な加湿（湿度40%以上）を行っている。
- 車両内部等でも正しいマスクの着用、大声の回避や会話を控えること、換気の適切な実施を図っている。

4. 施設の清掃・消毒

- 複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒している。
- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ポリ袋等に入れて密閉して捨てている。
- 清掃・ごみ回収は手袋・マスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒促している。

5. 来館者・職員等の体調管理

- 感染が疑われる症状がある場合には入場を回避するなどの取組を行っている。
- 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促している。
- 有症状、体調不良の職員等には休養を促し、館内にとどまらないようにしている。
- 市町村の方針の確認や参加者の把握など、感染者等の発生に備えている。

6. イベント等の開催

- 参加者に対し、大声（発声、声援等）を出さない等の注意事項を予め明示している。
- 参加者が遵守すべき事項は、会場内において、各所への掲示やアナウンス等で周知している。
- イベントの実施にあたり、「身体的距離の確保」、「密集の回避」、「飲食の管理」、「発声の管理」、「催物前後の行動管理」、「連絡先の把握」の各事項について具体的な計画を立てている。
- 各種名簿を必要に応じて作成している。

7. 飲食時（飲食提供時）

- 食事等でマスクを着用しないときは、会話を控えるよう、また、会話する場合はマスクを着用するよう周知している。

8. その他ガイドラインの徹底

- 上記を含めて、市町村の方針に基づき、感染防止の取組をしている。

※項目は必要に応じて適時修正してください。